

1 日常の安全確保

(1)職員の意識の向上

- ①個人個人が「いつでも起こりうる」という意識を常に持つ。
- ②安全管理に対する打ち合わせを実施し、共通理解をもち、施設内の体制整備を行う。
- ③防災と同様、常に児童のいる部屋は見回る習慣をつける。

(2)準備・訓練

- ①さすまたなどの護身用具を購入し、使い方を研修する。
- ②警察署に依頼しての講習会を開催する。
- ③定期的な防犯訓練を実施する。
- ④警察・学校との連携を図り、地域の情報を可能な限り収集する。

(3)市民・利用者との相互理解

- ①複合施設は、他施設への来館者もあるので、建物内への立ち入り者には十分注意し、他施設への来館者であっても笑顔で声を掛ける。
- ②来館者に対して身分をはっきりさせるため、職員は名札をつける。
- ③来館者には事務室に声を掛けてもらうように、張り紙等で促す。

2 不審者の侵入に対して

(1)利用者に危害を加えるかどうかはまだ不明な場合

- ①必ず複数の職員で対応する(1人勤務の場合は他施設職員に応援を求める)。
- ②利用者から離れたところで丁寧に話しかけ、退館を促す。
- ③居座ったときは、興奮させないように、警察への通報をほのめかす。
- ④出て行った場合は生涯学習課に連絡した上で、学校・警察にも連絡する。
- ⑤不審者が付近に潜伏している可能性もあるので、場合によっては、児童を帰さずに、保護者へ連絡して引取ってもらうことを検討する。

(2)暴れだした、あるいは危害目的で侵入してきた場合

- ①かつらぎ警察署(0736-22-0110)に通報する。
- ②利用者の安全確保が第一。不審者との間に入り避難を促し、また、他の部屋の者にも外への避難を呼びかける。
- ③警察官到着までの間、護身用具などを用いて抵抗を試みる。
- ④相手が逃げ出した場合は、深追いしない。
- ⑤警察官の到着後はその指示に従い、避難する。警察官の到着後はその指示に従い、避難する。利用者及び職員の安全が確保されたら、生涯学習課に緊急事態の

通報をする。

3 不審者に対する役割分担

(1)通報

館内→かつらぎ警察署(0736-22-0110)→生涯学習課(及び他館)

(2)児童誘導

①必ず不審者と利用者の上に立ち、複数の担当がいれば、分散して逃げるようにする。

②職員は児童を先導し、速やかに館外へ逃げる。

(3)排除

取押さえるのが目的ではなく、利用者から遠ざけ、時間を稼ぐことを目的とする。

4 近隣で不審者の出没情報が出たとき

(1)前日の閉館後に不審者が出て、翌日に情報を受けたとき

①近隣の学校に連絡をとり、学校での保護者への周知や対応の仕方を聞く。

②利用者に対しては、帰宅時の安全に配慮するようにする。

(2)開館中に情報を受けたとき

①乳幼児の活動中は、保護者にも情報を伝える。

②生涯学習課や近隣の学校へ連絡をいれて、生涯学習課学校側の対応を確認する。

③利用者の安全を第一とし、情報を収集し、場合によっては利用者を館外へ出さないようにする。

④利用者の帰宅時の安全に充分配慮する。